

第 1 章

ヨルダンにおけるイスラーム金融をめぐる ポリティカル・エコノミー再考

長岡 慎介



はじめに

本章では、中東・非産油国に位置づけられるヨルダンにおけるイスラーム金融の展開に焦点を当てる。ヨルダンでは、1970年代後半からイスラーム銀行が設立されており、商業ベースのイスラーム金融の実践のパイオニア的地域のひとつであるといえる。しかしながら、ヨルダンでは、その後、21世紀に入るまで、少数のイスラーム銀行による業務展開にとどまっていただけでなく、イスラーム金融の振興のための具体的な政策もほとんどとられてこなかった。その結果、昨今のイスラーム金融の急成長のトレンドからは完全に取り残された状態となっている。本章の以下の分析では、ヨルダンにおけるイスラーム金融の沿革を眺めながら、ヨルダンのイスラーム金融が飛躍的な成長を遂げなかった要因をいくつかの観点から分析し考えることにする。

第 1 節 ヨルダンにおけるイスラーム金融の沿革

ヨルダンにおけるイスラーム金融の展開は、商業ベースのイスラーム銀行の設立が中東地域で相次いだ1970年代にまでさかのぼることができ

る。1978年11月28日に授權資本400万ヨルダン・ディナールで設立され、翌年の9月22日に業務を開始したヨルダン・イスラーム銀行（Jordan Islamic Bank for Finance and Investment）がヨルダンで初めてイスラーム金融サービスを取り扱う金融機関であった。この銀行は、設立年に制定された特別措置法（1978年第13号）にもとづいて設立が認められたものであり、当初は、1971年に制定された既存の銀行法（1971年第24号）による規制監督の外に置かれていた。その後、1985年には、ヨルダン・イスラーム銀行法（1985年第62号）が制定され、1978年制定の特別措置法は発展的解消を遂げている。ヨルダン・イスラーム銀行法で新規に定められた主要な点は、授權資本が600万ヨルダン・ディナールに引き上げられた点であった（Miani and Daradkah [2009]）。

1981年には、2番目のイスラーム金融機関であるイスラミック・インベストメント・ハウス（Islamic Investment House）が設立され、業務を開始した（設立は1981年9月10日、業務開始は同年12月28日）。ロドニー・ウィルソンによると、この銀行もヨルダン・イスラーム銀行と同様の法的枠組みが用意されたようであるが（Wilson [1987: 226]）、詳細は不明である。イスラミック・インベストメント・ハウスは、業績悪化にともない1986年に業務を終了している。1980年代後半には、ナショナル・イスラーム銀行（National Islamic Bank）なる金融機関が設立されたことへの言及がいくつかの文献でなされているが、設立約款が起草されただけで、実際の業務は行われなかったようである⁽¹⁾。

したがって、1980年代後半から1990年代半ばに至るまでは、ヨルダン国内では、実質的には、ヨルダン・イスラーム銀行のみがイスラーム金融機関として業務展開を行っていたことになる。この状況に風穴を開けたのが、1997年の国際イスラーム・アラブ銀行（Islamic International Arab Bank）の設立（設立は1997年3月30日、業務開始は翌年2月9日）である⁽²⁾。同行は、ヨルダンに拠点を置き、国内最大規模かつアラブ系の金融機関としては世界最大級のネットワークをもつアラブ銀行グループの完全子会社として設立された。この金融機関は、ヨルダン・イスラーム銀行の場合と異なり、通常の子会社法（1989年制定当時）の枠組みによって設

立されたことも特筆される。

2000年には、銀行法（2000年、第28号）が改正され、同法内にイスラーム銀行に関する条項が新たに設けられた。これにともない、ヨルダン・イスラーム銀行法は廃止された。この改正の意義としては、イスラーム銀行が他の従来型銀行と同じ法体系の下に置かれたことで、同等の規制監督にもとづくイスラーム銀行の設立・業務展開がより容易になったことが挙げられよう。

2000年の銀行法改正以後も長らく、ヨルダン・イスラーム銀行と国際イスラーム・アラブ銀行の2行によるイスラーム金融の国内展開が続いていたが、2008年に特定金融機関であった産業開発銀行（Industrial Development Bank, 1965年設立）がイスラーム銀行化されることが発表され、産業開発銀行廃止法（2008年、第26号）が成立した。同行は、ヨルダン・ドバイ・イスラーム銀行（Jordan Dubai Islamic Bank）に改編されたうえで、2009年7月に銀行ライセンスが与えられ、2010年1月に業務が始まった。

第2節 ヨルダンのイスラーム金融の現在

1. 制度的枠組み

前述のとおり、ヨルダンでは、2000年に銀行法が改正され、イスラーム銀行は、他の従来型銀行と同じ法体系の下に置かれることになった。したがって、ヨルダン国内のイスラーム銀行については、この銀行法にもとづく規制監督を受けることになっている。同法では、イスラーム銀行についての言及が何カ所もみられ、とりわけ第50条から第59条までは、イスラーム銀行の業務遂行における具体的な規定が述べられている。以下では、第50条から第59条までを「イスラーム銀行条項」と呼ぶことにしたい。

はじめに、「イスラーム銀行条項」以外でのイスラーム銀行への言及をみていきたい。第2条では、他の銀行種別に関する定義とともにイスラーム銀行の定義が述べられており、イスラーム銀行は、「銀行業務がイスラーム

ム法の規定や原則にもとづいて行われ、その他の関連業務が銀行法に準じている金融機関」だと定められている。ここからは、ヨルダンにおけるイスラーム銀行は、従来型銀行とは別カテゴリーのライセンスによって業務展開が認められていることがわかる。ちなみに、ヨルダンでは従来型銀行によるイスラミック・ウィンドウの開設は認められていない。

同じく第2条では、イスラーム銀行業務についても「預金、融資、投資などの銀行業務が利子を使わず、イスラーム法の規定や原則にもとづいているもの」とされている。ここで使われている「利子」は、アラビア語原文では、銀行利子や手数料、利得を表すファーイダ (*fā'ida*) の語が用いられており、イスラーム金融の「利子なき金融」という特徴を述べる際に用いられる「利子」相当の語であるリバー (*ribā*) の語は用いられていない。

これはリバーの語を用いて、イスラーム銀行業務を定義しているエジプトのファイサル・イスラーム銀行法 (1977年、第48号) の第3条とは異なる点であるとともに、イスラームで禁じられるべき利子については、リバーの語を当てるという近代イスラーム経済学 (Islamic Economics) の学界におけるコンセンサスからも外れている⁹⁾。

続く、銀行法第3条では、銀行法および関連法の規定のうち、イスラーム銀行に適用可能なものについては、イスラーム銀行はそれに従わなければならないことが明記されている。このほかに、第90条では、銀行法改正以前にライセンスが与えられたイスラーム銀行は、改めて銀行法にもとづくライセンスに移行することが記されているが、これは、ヨルダン・イスラーム銀行法の下で業務を行っていたヨルダン・イスラーム銀行と会社法の下で業務を行っていた国際イスラーム・アラブ銀行の双方に適用される規定である。また、第101条では、銀行法改正以前に施行されていたイスラーム銀行関連の法律の廃止が掲げられているが、これは、1985年制定のヨルダン・イスラーム銀行法を指している。

つぎに、第50条から第59条までの「イスラーム銀行条項」の内容についてみていきたい。第50条では、イスラーム銀行の目的として次の3点を挙げている。

- (a) あらゆる業務において利子を排除したサービスを提供すること

(b) 利子に頼らず、パートナーシップの原則にもとづいて資金を運用する方法を開発すること

(c) 社会的紐帯の再興を可能とするサービスを提供すること

このうち、(b)のパートナーシップの原則にもとづく資金の運用方法については、アラビア語原文でムシャーラカ (*mushāraka*) と明記されている。

近代イスラーム経済学では、20世紀半ばから現在に至るまで、イスラーム金融システムは、ムダーラバ (*muḍāraba*) やムシャーラカのような損益分配方式の金融手法によってのみ構成されるべきだという考え方が理念として多くの研究者によって共有されてきた。筆者はそのような広く共有されているこの考え方を「ムダーラバ・コンセンサス (*Muḍāraba Consensus*)」と呼んでいるが、この第50条では、利子の用語法の場合と異なり、近代イスラーム経済学におけるこの「ムダーラバ・コンセンサス」を共有している。

第52条では、イスラーム銀行が提供できる業務の具体的内容についての言及があり、イスラーム金融で広く用いられている各種金融手法の名前が垣間みられる。与信側としてはムダーラバ、通減型ムシャーラカ (ムシャーラカ・ムタナーキサ, *mushāraka mutanāqiṣa*)、ムラーバハ (*murābaḥa*) が、受信側としてはムダーラバを用いた預金手法 (ムダーラバ・ムシュタリカ, *muḍāraba mushtarika*) などが列挙されている。特筆すべきは、ムカーラダ証券 (*Sanādāt muqāraḍa*) である。ムカーラダ証券は、一般的なイスラーム金融の概説書ではほとんど知られていないが、利子の付かないイスラーム型金銭貸借スキームであるカルド・ハサン (*qard ḥasan*) をベースとした証券であり、1983年にマレーシアで導入された政府投資証券 (Government Investment Issue, GII) に類似したスキームをもっている⁽⁴⁾。この証券については、1978年の特別措置法のなかですでに発行が認められており、1981年には、ワクフ財産の活性化を図る目的でムカーラダ証券法が制定されている。

第53条では、イスラーム銀行の業務に大きく影響を与えるイスラーム法についての言及がなされている。まず、イスラーム銀行の業務を規定するイスラーム法については、特定のイスラーム法学派の見解に依拠するの

ではなく、当事者の共通の利益に資するように各学派の見解を分け隔てなく参照することを求めている。この第 53 条では、イスラーム銀行が取り扱ってはならない利子についての定義も掲げられている。そこでは、貸出にともなう利子と売買取引にともなう利子のふたつに分けられており、前者は金銭の貸借から発生する追加的支払、後者は先物為替取引のような売買に含まれる利得が利子に相当するとされている。なお、この条項においても、利子を指す原語はリバーではなく、ファーイダが使われている。

イスラーム金融サービスを提供している金融機関は専業・兼業にかかわらず、イスラーム法学者によって構成されるシャリーア諮問委員会を設置するのが一般的である。ヨルダンでは、銀行法第 58 条においてシャリーア諮問委員会に関する規定が細かく定められている。そこでは、委員会のメンバーは 3 名以上であり、その構成は委員会の議長・代表取締役・メンバー 2 名のいずれかによって推薦され、株主総会で選出されることとされている。マレーシアのように兼任に関する規定はない。委員会の開催には、メンバー 2 名以上の出席を必要とし、メンバーが 4 名以上の場合にはその過半数の出席が必要で、議決は全会一致または多数決が選択できる。メンバーの罷免については、取締役会の 3 分の 2 以上の議決および株主総会での承認が必要である。実際に、ヨルダン・イスラーム銀行のシャリーア諮問委員会は 4 名、国際イスラーム・アラブ銀行は 3 名のイスラーム法学者によって構成されている。

近年の世界的な急成長を遂げているイスラーム金融については、国際金融の現場で従来型の金融と激しく競合する場面がクローズアップされがちで、イスラーム金融が本来掲げている社会福祉に資する役割は見過ごされがちである。この銀行法では、そのようなイスラーム金融の社会的役割についても規定されており、第 54 条にイスラーム銀行に望まれる具体的活動項目が挙げられている。たとえば、遺産相続における後見人の役割を果たすことや、社会貢献のための基金の設立すること、カルド・ハサンを用いた慈善的融資の実施、相互扶助保険基金の設立、代理人制度（ワカーラ、*wakāla*）を用いた不動産の管理などがある。

第 55 条と第 56 条では、イスラーム銀行が直面する特有のリスクに関し

て当局が定めた規制監督基準が述べられている。イスラーム銀行では、従来型銀行における利子付きの定期預金口座に代わり、ジョイント・ムダーラバを利用した投資口座が設けられている。ジョイント・ムダーラバとは、ムダーラバの契約によって顧客から銀行に預けられた資金を銀行がプールする形で運用を行う方式である。この投資口座は、損失発生時の元本保証を行わないというムダーラバの原則に則って運用が行われていることから、元本リスクがともなう。そのため、第55条では、そのようなリスクに対処するための基金の設置が義務づけられており、投資口座から得られる利益の最低10%以上をこの基金に引き当てるようになっている。なお、この条項は2003年の銀行法修正によって設けられている。

第56条では、イスラーム銀行が破産した場合の清算手続きについて述べられており、対象事業を特定しない投資口座やムカーラダ証券の保持者は、資金額に応じた額の清算金の受取が可能であるとしている。一方で、事業を特定した投資口座やムカーラダ証券の保持者は、当該事業からの利益・損失にもとづいて受取の額が決まることになっており、ムダーラバの原則により忠実な規定となっている。続く第57条では、イスラーム銀行倒産時の株主に対する債権者優先の原則が規定されている。

これらの規定に対して、第51条では、中央銀行が適宜イスラーム銀行に対して特別な規制や量的制限を課すことができることが述べられており、中央銀行による裁量的な介入の可能性を残している。

第59条では、イスラーム銀行にのみ適用される課税基準について言及されている。そこでは、イスラーム銀行が手がけるすべての投資事業から得られた利益は課税収入とみなされることになっている。同様に、投資口座やムカーラダ証券の保持者に支払われる利益についても所得税が課される。ただし、後者については、投資口座残高、ムカーラダ証券残高の10%までは課税免税の措置がとられている。なおヨルダンは、バハレーンに本拠を置くイスラーム金融機関会計監査機構（Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions: AAOIFI）が策定した会計監査基準の採用国である。

2. 国内のイスラーム金融の現状

第1節で述べた沿革からもわかるように2010年1月現在、ヨルダン国内でイスラーム金融サービスを提供している銀行は、1978年設立のヨルダン・イスラーム銀行と1997年設立の国際イスラーム・アラブ銀行の2行の専門銀行のみである。

イギリスの金融専門誌『バンカー (The Banker)』が毎年11月に編むイスラーム金融特集号(別冊版)によると、この2行のほかに、イスラーム投資会社やイスラーム保険会社を名乗る企業がいくつかみられるが、いずれも銀行ライセンスをもたない中央銀行の規制監督外にあり、それらの企業がどれだけイスラーム金融サービスを提供しているかの実態はよくわかっていない。『バンカー』のまとめた各種データが正しいとするならば、これらの企業のヨルダン国内での役割は極めて小さいことがわかるため、ヨルダンのイスラーム金融のプレゼンスを測るときには、前出の2行の数値を足し合わせれば十分であるといえる(ヨルダン・ドバイ・イスラーム銀行は2010年業務開始のためデータなし)。したがって、以下では、ヨルダン・イスラーム銀行と国際イスラーム・アラブ銀行の2行の専門銀行の数値をもって、ヨルダンのイスラーム金融の規模やマーケット・シェアを

表1 ヨルダン国内で業務を行っている銀行一覧(設立年順, 2010年1月現在)

商業銀行	支店数	外資系銀行	支店数
Arab Bank	79 ②	HSBC Bank Middle East	5
Jordan Ahli Bank	49	Egyptian Arab Land Bank	12
Bank of Jordan	76 ③	Rafidain Bank	2
Cairo Amman Bank	63 ⑤	Citibank	2
The Housing Bank for Trade and Finance	102 ①	Standard Chartered Bank	9
Jordan Kuwait Bank	48	National Bank of Kuwait	3
Jordan Commercial Bank	27	Audi Bank	10
Arab Jordan Investment Bank	19	BLOM Bank	6
Arab Banking Corporation	15	イスラーム銀行	
Investment Bank	8	Jordan Islamic Bank for Finance and Investment	66 ④
Union Bank	17	Islamic International Arab Bank	18
Societe Generale De Banque-Jordanie	16	Jordan Dubai Islamic Bank	-
Capital Bank of Jordan	9		

(出所) ヨルダン中央銀行のウェブサイト(www.cbj.gov.jo)掲載の資料より作成。

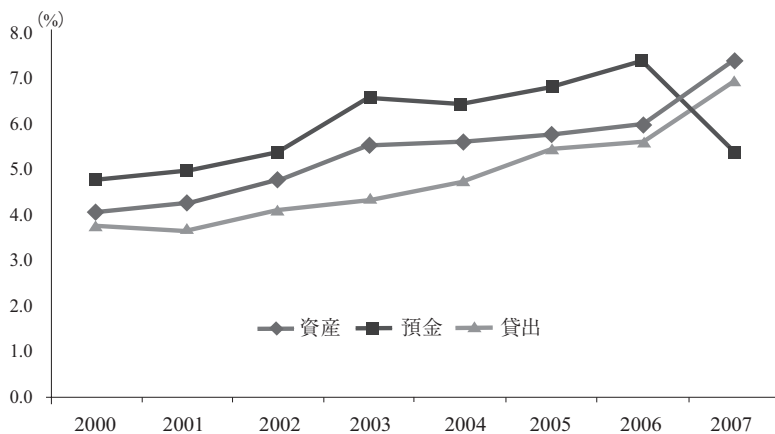
(注) 表中の丸囲み数字は、支店数の順位(第5位まで)を指す。

示すことにしたい。

2010年1月現在、銀行法にもとづき中央銀行がライセンスを付与し、ヨルダン国内で実際の業務を行っている銀行は、全部で24行ある（表1参照）。その内訳は、商業銀行が13行、外資系銀行が8行、イスラーム銀行が3行である。これとは別に、特定目的のために設立された特定金融機関3行と両替商198業者（アンマン市内が122、市外が76）も中央銀行の規制監督下にある。

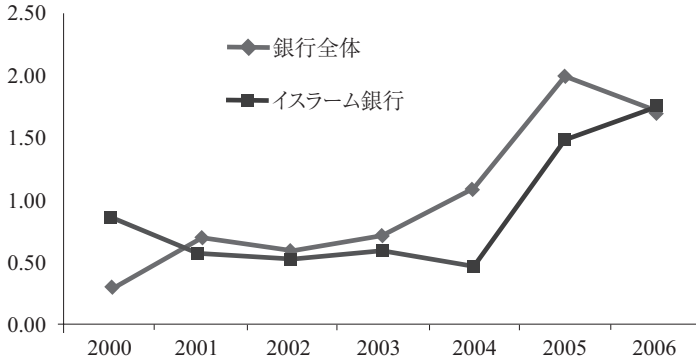
表1には、各行の支店数も掲載しているが（丸囲み数字は支店数上位5行を示す）、ヨルダン・イスラーム銀行は66の支店をもち、支店数では国内第4位の規模を誇り、国内に幅広いネットワークをもっていることがわかる。そのため、とりわけ、ヨルダン・イスラーム銀行は、ホールセールだけでなくリテールにも力を入れており、国内の預金口座数のおよそ三割を同銀行が占めるに至っていると考えられている。プレスリーとウィルソンは、このようなリテール・レベルでの広範な預金の獲得がヨルダン・イスラーム銀行の持続的な業務展開を支えていると指摘している（Presley and Wilson [1991: 147]）。

図1 イスラーム銀行のマーケット・シェア



（出所）ヨルダン中央銀行、ヨルダン・イスラーム銀行、イスラーム国際アラブ銀行の年次レポートより作成。

図2 総資産利益率（ROA）の推移



(出所) 図1に同じ。

つぎに、イスラーム銀行のマーケット・シェアを各種データから明らかにする。図1は、イスラーム銀行のマーケット・シェアを中央銀行とふたつのイスラーム銀行の年次レポートで利用可能な各種指標から集計したものである。これらのデータからは、ヨルダンのイスラーム銀行のマーケット・シェアは、まだ一桁台の割合と小さいものの、資産総額・預金総額・貸出総額という主要な指標において、一定のシェアを確保していることが観察できる。

最後に、イスラーム銀行の経営効率をみるために、総資産利益率（Return on Asset: ROA）を算出したのが図2である。これをみると、2005年以降、イスラーム銀行のROAは急速に上昇しているのがわかる。また、銀行全体の平均と比べた場合、ROAはほぼ同じ動きをしており、従来型銀行と十分に競合していることがみて取れる。

第3節 イスラーム金融のポリティカル・エコノミー

冒頭でも触れたようにヨルダンは、1970年代後半からイスラーム銀行によってイスラーム金融サービスが提供されており、イスラーム金融のパイオニア的地域のひとつであった。しかし、そのようなイスラーム金融の

実践の長い歴史をもちながら、ヨルダン国内でイスラーム金融が飛躍的に成長することはなかった。本節では、ヨルダンにおいてイスラーム金融が長らく停滞的な状況にあった要因を、政府のイスラーム金融に対する姿勢がどのようなものだったのかという観点と、中東湾岸諸国のイスラーム金融の実践がどのような影響を与えていたのかという観点からそれぞれ分析し考察してみたい。

1. 政府によるイスラーム金融政策

繰り返し述べているようにヨルダンでは、1997年に国際イスラーム・アラブ銀行が新規参入するまで、ヨルダン・イスラーム銀行だけが唯一、ヨルダン国内でイスラーム金融サービスを提供する金融機関であった。このような事態を生み出したのは、同銀行が銀行法に拠らない法的枠組みによって設立が特別に許可されたという経緯があり、イスラーム金融への新規参入が技術的に困難であったためである。このようなイスラーム金融の発展を阻害しているようにもみえる措置は、政府のイスラーム金融に対する消極的な姿勢の現れなのであろうか。

政府のイスラーム金融に対する消極的な姿勢にもとづく制限的な政策が、国内のイスラーム金融の発展を阻害している代表的な例は、エジプトとサウジアラビアである。

エジプトではムスリム同胞団をはじめとしたイスラーム主義を掲げる勢力は、体制と対峙する立場にあり、イスラーム金融の動向は国内の政治動向に左右されるおそれが大いにあった。エジプトにおけるイスラーム金融とイスラーム主義の関係を論じたソリマーンの研究では、エジプト初の商業イスラーム銀行であるエジプト・ファイサル・イスラーム銀行の設立メンバーには、多くのムスリム同胞団の関係者とそのシンパが入っていたが、政府とムスリム同胞団の関係が悪化した1980年代半ばになると、それらのメンバーは政府の要請もあって取締役会から排除されたことが明らかにされている (Soliman [2004: 273])。このことは、イスラーム主義勢力がイスラーム金融を政治的に利用することをエジプト政府が警戒していたこと

を端的に示している。エジプトでは、現在に至るまで、政府によるイスラーム金融振興策はほとんどとられていないが、このような政治的理由が一定の影響を与えていると考えるのが正しい理解であろう。

一方サウジアラビアは、イスラーム国家としての正当性を守るという政治的枠組みのなかで、利子付き金融システムをイスラームの文脈のなかで円滑に機能させていく道を選んできた。このことは、イスラーム金融の参入を新たに認めることが、国家の正当性自体を脅かすことを意味していた。そのため、サウジアラビアの金融当局は、国内でのイスラーム金融サービスの提供を1980年代半ばまで認めず、1987年ようやく両替商であったアッ＝ラージヒー金融投資会社（Al-Rajhi Banking and Investment Corporation、現在のAl-Rajhi Bank）の参入が認められた。ただし、この参入は「イスラーム」の名称を用いないことを条件にしたライセンス付与であったため、実質的にイスラーム金融の参入を容認したものの、政府のイスラーム金融に対する警戒感が残っていることを如実に示している。

それでは、特別措置法およびヨルダン・イスラーム銀行法によってイスラーム金融への参入を制限してきたヨルダンにも同じことが当てはまるのだろうか。ヨルダンは、エジプトやサウジアラビアとも異なり、政府とイスラーム主義勢力、とりわけ、ムスリム同胞団との関係は、相互承認にもとづいた柔軟性を有するものであった（吉川 [2007: 42]）。そのため、政治的な理由から極端にイスラーム金融の国内での展開を制限する理由はなかったように思われる。実際に、1978年のヨルダン・イスラーム銀行設立の際には、ムスリム同胞団コネクションを利用してイスラーム銀行の設立を政府に働きかけたり、制定の際にはムスリム同胞団の関係者も名を連ねている設立準備委員会の意向を汲んだり（Malley [2004: 194]）、政府とイスラーム主義勢力は是々非々の関係でイスラーム銀行設立という同じベクトルを共有していた。

したがって、特別措置法制定によるイスラーム金融への新規参入の制限は、政策的な観点からは、むしろ積極的な意味として解釈すべきように思われる。それは、以下の2点からもいえることである。ひとつは、特別措置法の存在によってヨルダン・イスラーム銀行は多くの恩恵を得た点であ

る。アル＝オマルとアブデル・ハクは、ヨルダン・イスラーム銀行の業務開始後に大口の顧客が口座を従来型銀行から移すという事態が発生したことで、従来型銀行が参入規制に反発したという事実を取り上げている (al-Omar and Abdel-Haq [1996: 50])。彼らは、この事実をもって、特別措置法によってヨルダン・イスラーム銀行に課せられたさまざまな特殊な規制に対して積極的に評価を行っている。ちなみに、先行研究や筆者による当事者へのヒアリングの限りでは、同じく70年代に設立されたエジプト・ファイサル・イスラーム銀行において、同様の口座の移転という事態が顕著だったとはあまり聞かれない。

ふたつめは、規制監督を行う当事者である中央銀行自身が、特別措置法による新規参入制限を積極的な意味でとらえている点である。アル＝オマルとアブデル・ハクは、ロドニー・ウィルソンによる中央銀行担当者へのインタビューとそれに対する回答を引用している。そこでは、政府による特別措置法による新規参入制限の意図について、中央銀行の担当者は、従来型銀行との熾烈な競争からイスラーム銀行を守ることに目的があると述べている。この回答からは、イスラーム銀行が単に利子を忌避する信心深いムスリムだけでなく、よりよいサービスを求めて従来型/イスラームの区別なく銀行を選ぼうとしている人々をも顧客の対象としていることがよくわかるのだが、そのような従来型銀行と競合する環境のなかで、イスラーム銀行を何とか育てていこうという政府の幼稚産業育成的な政策意図を垣間見ることができる。このように考えるならば、政府が必ずしもイスラーム金融に対して消極的な姿勢をとっていなかったのではなかったと論じることができるだろう。

以上の考察からは、ヨルダンにおいてイスラーム金融が長らく停滞的な状況にあった要因を政府当局の政策だけに求めることは、必ずしも適切ではないことが示唆できよう。資源の集中と保護によるイスラーム金融の成長の可能性も大いにあり得たわけである。結果的に、ヨルダンのイスラーム金融のマーケット・シェアが伸びず、その要因をイスラーム銀行の数自体の制限に求められてもやむを得ない側面もあるだろう。しかし、1980年代のヨルダンのイスラーム金融のパフォーマンス悪化に関するいくつか

の研究（Wilson [1987], Malley [2004]）からもわかるように、ヨルダンのイスラーム金融の長期的な停滞の主因は、経済的な要因にあると考えたほうがよいように思われる。

2. ヨルダンのイスラーム金融と中東湾岸諸国

1970年代から80年代前半にかけての時代は、サウジアラビアに拠点を置く2人の人物が多くのイスラーム銀行の設立に大きな影響を与えていた。1人は、サウジアラビア第三代国王ファイサルの息子であるムハンマド王子であり、もう1人は、サーリフ・カーミルであった。両者は、1980年代初頭にそれぞれダール・アル＝マール・アル＝イスラーミー・グループ（Dar al-Mal al-Islami, 以下、DMIグループ）とアル＝バラカ銀行グループ（Albaraka Banking Group, 2002年までは通称）というイスラーム金融に特化した金融グループを作り、傘下に多くのイスラーム金融機関を抱え、1980年代以降のイスラーム金融の世界的拡大を支えていった。

両者は、ヨルダンにおいてもイスラーム金融の事業展開を考え、ヨルダン・イスラーム銀行の設立の話がもち上がったころから出資に積極的な姿勢をみせた。ムハンマド王子は後述のヨルダン・イスラーム銀行設立の実務面での立役者であり、設立準備委員会の発起人であるサーミー・ハサン・フムードに対して、当初資本金の40%（当時の外資出資限度額）の出資を約束し、当時のヨルダン皇太子であったハッサン王子に面会し、イスラーム銀行の設立を後押しした。しかしながら、特別措置法の草案作りの最終段階となって、争点となっていたいくつかの点についてムハンマド王子が同意しなかったことから、ムハンマド王子はヨルダン・イスラーム銀行から手を引くことになった。

その過程を詳細に論じているマレイ（Malley [2004: 214]）は、ムハンマド王子が特別措置法草案の何に対して同意しなかったのかは不明であるとしている。当時、特別措置法策定に当たって争点となった点はふたつあった。ひとつは、論争が多い金融手法であるムラーバハの使用を特別措置法が認めた点であり、もうひとつは、ムダーラバを利用する預金スキームに

において、銀行の事業に対する瑕疵があった場合に、損失を資金の提供者に補填するというムダーラバの原則から逸脱しかねない点である。マレーは、イスラーム金融の理念を重視するムハンマド王子が、これらの理念を軽視するような法律の制定を望まなかったのではないかと推察している。

このような経緯で撤退したムハンマド王子に代わってサーリフ・カーミルが限度額いっぱいまで出資を引き受け、ヨルダン・イスラーム銀行は業務開始に向けて滑り出したのであった。現在に至るまで、サーリフ・カーミル率いるアル＝バラカ銀行グループは、ヨルダン・イスラーム銀行の筆頭株主であり続け、2008年4月現在、57%の株式を保有している。また、クウェートに本拠を置く投資銀行であるグローバル・インベストメント・ハウス（Global Investment House）も12%の株式を保有しており、ヨルダン・イスラーム銀行は、その設立当初から現在まで中東湾岸諸国との強いリンケージをもち続けている。

1981年に設立され、1986年に業務を終了したイスラミック・インベストメント・ハウスも、クウェートの強いイニシアチブによって設立されることが知られている。同銀行は、ヨルダン国内に支店ネットワークを作らず、中東湾岸諸国（とりわけクウェート）の資金をヨルダン国内に投資する業務に経営資源のほとんどが注がれた。そのため、銀行の経営は、中東湾岸諸国の経済情勢に大きく左右されるような構造であった。1983年からのヨルダン経済の後退と中東湾岸諸国における原油価格の下落は、イスラミック・インベストメント・ハウスにとってダブルパンチであった。ひとつには、同銀行がマネージメントしていたアンマンの郊外住宅の借り手がつかなくなったことによる投資事業の行き詰まり。もうひとつには、中東湾岸諸国からの投資資金の先細りである。結局、前述のとおり1986年には銀行業務を停止せざるを得なくなってしまったのである。

一般に、イスラーム金融の勃興の経済的背景として、1970年代のオイルショックにともなって生み出された巨額のオイルマネーの存在が挙げられるが、以上、ふたつの事例からは、ヨルダンにおけるイスラーム金融の栄枯盛衰は、かなりの程度、中東湾岸諸国の資金力に影響を受けていることが理解できる。先に、1980年代のヨルダンのイスラーム金融のパフォーマ

ンスの悪化の主因は経済的な要因にあると考えた方がよいと述べたが、ヨルダンにおけるイスラーム金融が長らく停滞した経済的な背景として、中東湾岸諸国の経済情勢に依拠せざるを得ない構造があることは疑い得ないだろう。

イスラーム金融をめぐるヨルダンと中東湾岸諸国の関係は単に「中東湾岸諸国→ヨルダン」という一方通行ではないことを最後に付しておきたい。イスラーム金融で用いられる金融手法については、すでに述べたように20世紀半ばから「ムダーラバ・コンセンサス」が成り立っていった。しかし、1970年代の商業ベースでのイスラーム金融の取り組み以来、最も多く利用されている金融手法はムラーバハである。このムダーラバ（+ムシャーラカ）からムラーバハへのパラダイム・シフトをイスラーム金融の実践の現場で起こした人物こそが、ヨルダン人の銀行家サーミー・ハサン・フムードであった。

フムードは、ヨルダン・イスラーム銀行設立の立役者であるとともに、前近代は売買取引手法に過ぎなかったムラーバハを短期ローンの代替となる金融手法として現代世界に甦らせたのである。1976年に出版された著書『シャリーアと合致するイスラーム金融の発展』（Humūd [1976]）を片手に、イスラーム銀行の設立ラッシュに沸いた1970年代の中東湾岸諸国を訪れ、ムラーバハを使った融資の方法を説いて回ったのである。

ちなみに、イスラーム金融に関する法的枠組みのなかで、ムラーバハの利用について初めて言及されたのは、ヨルダンで1978年に制定された特別措置法であり、ムハンマド王子のヨルダン・イスラーム銀行からの撤退のエピソードに代表されるように、このことが中東湾岸諸国のイスラーム金融の担い手にとって大きなインパクトであったことは明らかである。ヨルダンは、イスラーム金融の実践の規模では中東湾岸諸国と比べて大きく後れをとったが、現在に至るまでのイスラーム金融の基本スキームのあり方を規定するバックボーンを与えたという点において、中東湾岸諸国に対して大きな影響を与えているのである。

おわりに

本章では、ヨルダンにおけるイスラーム金融の沿革と現状を追いながら、イスラーム金融のパイオニアのひとつに数えられる同国において、イスラーム金融が飛躍的な成長を遂げなかった要因を分析した。とりわけ、政府のイスラーム金融に対する姿勢がどのようなものだったのかという観点と、中東湾岸諸国のイスラーム金融の実践がどのような影響を与えていたのかという観点からそれぞれ分析を行った。

前者については、エジプトやサウジアラビアとは異なり、ヨルダンにおいてイスラーム金融が長らく停滞的な状況にあった要因を政府当局の制限的な政策だけに求めることは、必ずしも適切ではないことが明らかとなった。本章の分析からは、ヨルダンの政府当局は、イスラーム銀行の数を制限することで、むしろイスラーム金融を競争から保護する政策をとっていたと理解すべきであることが示唆された。

後者については、ヨルダン・イスラーム銀行やイスラミック・インベストメント・ハウスの事例から、ヨルダンのイスラーム銀行が歴史的に中東湾岸諸国の経済情勢に依拠せざるを得ない構造をもっていることが明らかとなった。2009年7月にライセンスが与えられた国内3番目（現存するものとして）のイスラーム銀行となるヨルダン・ドバイ・イスラーム銀行は、文字どおり、中東湾岸諸国が参画している。具体的には、MESC インベストメントというドバイ・イスラーム銀行（Dubai Islamic Bank）が40%、ヨルダン・ドバイ・キャピタル（Jordan Dubai Capital）が60%の出資を行っている企業が52%の出資をしている。したがって、国際イスラーム・アラブ銀行のような地場の銀行グループがイスラーム銀行を設立するという事例やその可能性は十分あるものの、ヨルダンのイスラーム金融の展開は、中東湾岸諸国の経済情勢に依拠する経営構造をとったり、中東湾岸諸国のイニシアチブによって設立されたりするケースが今後もヨルダンのイスラーム金融の流れに大きな影響を与え続けていくように思われる。

[注]

- (1) 設立約款は、英国・ダラム大学付属図書館によって所蔵されている（筆者の調査による）。
- (2) 国際イスラーム・アラブ銀行については、英訳（Islamic International Arab Bank）を参照するならば、日本語訳は「イスラーム国際アラブ銀行」となるが、アラビア語原語では、*Al-Bank al-Arabī al-Islamī al-Duwalī* であるため、当該の日本語訳を採用した。
- (3) 「近代イスラーム経済学」とは、20世紀半ば以降に新たに登場した学問領域であり、イスラームの理念に立脚した経済システムを現代世界に再構築しようとする政策志向的な問題関心をもった一連の研究を指す。その成立と展開については長岡 [2010] 第3章を参照。
- (4) GII の具体的な仕組みについては、第11章を参照。

[参考文献]

<日本語文献>

長岡慎介 [2010] 『現代イスラーム金融論』名古屋大学出版会。

吉川卓郎 [2007] 『イスラーム政治と国民国家—エジプト・ヨルダンにおけるムスリム同胞団の戦略』ナカニシヤ出版。

<外国語文献>

Humūd, Sāmī Hasan [1976] *Taṭwīr al-A'māl al-Maṣrifīya bi-mā Yattafiqu wa al-Sharī'a al-Islāmīya*, al-Qāhira: Dār al-Qalm.

Malley, Mohammed [2004] “Jordan: A Case Study of the Relationship between Islamic Finance and Islamic Politics,” in Clement M. Henry and Rodney Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*, Edinburgh: Edinburgh University Press, pp. 191-215.

Miani, Stefano, and Demeh Daradkah [2009] “The Islamic Banking Industry in Jordan,” *Transition Studies Review*, Vol. 16, No. 3, pp. 635-654.

Naser, Kamal, Ahmad Jamar, and Khalid al-Khatib [1999] “Islamic Banking: A Study of Customer Satisfaction and Preferences in Jordan,” *International Journal of Bank Marketing*, Vol. 17, No. 3, pp. 135-150.

al-Omar, Fuad, and Mohammed Abdel-Haq [1996] *Islamic Banking: Theory, Practice and Challenges*, Karachi: Oxford University Press and London: Zed Books.

Presley, John, and Rodney Wilson [1991] *Banking in the Arab Gulf*, Basingstoke: Macmillan.

Soliman, Samer [2004] “The Rise and Decline of the Islamic Banking Model in Egypt,”

in Clement M. Henry and Rodney Wilson, eds., *The Politics of Islamic Finance*,
Edinburgh: Edinburgh University Press, pp. 265-285.

Wilson, Rodney [1987] "Islamic Banking in Jordan: The Jordanian Experience," *Arab Law Quarterly*, Vol. 2, No. 3, pp. 207-229.